

# 2023年度第3回（仮称）子どもにやさしいまち条例検討部会

## 議事要旨

---

### 【開催概要】

日時：2023年7月27日（木）18：00～20：00

会場：市庁舎 会議室3-1

### 【議事次第】

- 1 開会
- 2 事務連絡
- 3 議題
  - (1) 答申書（案）の最終確認・承認について（資料1～2）
  - (2) 広報物（案）について（資料3～8）
- 4 その他
- 5 閉会

### 【配布資料】

- 資料1 「（仮称）町田市子どもにやさしいまち条例」（案）
- 資料2 「（仮称）町田市子どもにやさしいまち条例」（案）新旧対照表（抜粋版）
- 資料3 「（仮称）町田市子どもにやさしいまち条例」の周知に向けた広報物について
- 資料4 「（仮称）町田市子どもにやさしいまち条例」リーフレット（案）  
【小学生向け】
- 資料5 「（仮称）町田市子どもにやさしいまち条例」リーフレット（案）  
【中高生向け】
- 資料6 「（仮称）町田市子どもにやさしいまち条例」リーフレット（案）  
【大人向け】
- 資料7 「（仮称）町田市子どもにやさしいまち条例」副読本（案）

資料8 「(仮称) 町田市子どもにやさしいまち条例」逐条解説 (案)

2023年度第3回（仮称）子どもにやさしいまち条例検討部会 委員出席者

（仮称）子どもにやさしいまち条例検討部会 委員

氏名	所属	出欠
◎吉永 真理	昭和薬科大学	出
菅野 幸恵	青山学院大学	出
吉川 由里	法律事務所たいとう	出
叶内 昌志	町田市社会福祉協議会	出
松井 大輔	町田商工会議所	出
渡邊 蔵之介	市民	出
福田 麗	町田市青少年委員の会	出
柴田 初菜	さがまち学生Club	欠
堀越 彩珠	子どもセンターただON子ども委員会	出

◎：部会長

備考：傍聴者（1名）

2023年度第3回（仮称）子どもにやさしいまち条例検討部会 事務局出席者

氏名	所属
大坪 直之	子ども総務課
菊地 仁幸	児童青少年課
堀 秀彰	子ども家庭支援センター
横山 法子	市民協働推進課
深沢 光	福祉総務課
高田 正人	教育総務課
西久保 陽子	生涯学習センター

子ども総務課事務局：奥 雅文、深井 健央、尾島 早紀、高橋 奈緒

## 【議事内容】

### 1 開会

子ども総務課企画総務係長：ただいまから、2023年度第3回（仮称）子どもにやさしいまち条例検討部会を開催いたします。私は、子ども総務課企画総務係長の奥と申します。議題に入る前まで、司会進行を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議事に入る前に会議の欠席のご連絡をお伝えします。柴田委員から欠席の連絡が入っております。また、会議の運営支援として、株式会社創建が参加いたします。議事要旨作成のため、会議の内容を録音させていただきますので、あらかじめご了承ください。本日の会議の進行でございますが、2時間程度を目安に進行していきたいと思っております。

### 2 事務連絡

子ども総務課企画総務係長：会議の公開についてですが、本日1名の方が傍聴を希望されております。特にご意見がなければ、公開ということよろしいでしょうか。

一同：（異議なし）

子ども総務課企画総務係長：傍聴の方が入室されましたので、議事を進めさせていただきます。それでは、本日配布している資料の確認をいたします。お手元の資料をご覧ください。

#### ■資料の確認

[資料1～8の確認]

子ども総務課企画総務係長：ここからの進行につきましては、吉永部会長にお願いいたします。

### 3 議題

吉永部会長：皆さん、こんばんは。本日もよろしくお願いいたします。

#### (1) 答申書（案）の最終確認・承認について

吉永部会長：それでは、早速開始したいと思います。答申書（案）の最終確認・承認について、事務局から説明をお願いします。

〔資料1～2の説明〕

吉川委員：子どもの意見を聞くということを大人の責務に入れられないという理由の中で、子どもの意見を聞くということは、それを実現しないといけないことであるという説明があったかと思いますが、それはどういった解釈なのでしょう。「子どもの権利条約」の意見表明権の条文を読んだ上で解釈されているのでしょうか。

子ども総務課長：子どもの意見を聞くということは、聞いた子どもの意見を実現することを前提としている訳ではないかもしれませんが、そういった意味合いも含んでいると考えております。子どもの意見をすべてにおいて実現することは難しく、大人の責務では「～しなければならない」という表現で定めているため、入れた場合「子どもの声を聞くということをしなければならない」という実現を含むようなニュアンスになってしまうため、「子どもの権利条約」と解釈が異なる部分になるかもしれませんが、入れることはできないと考えております。

吉川委員：「子どもにやさしいまちづくり」というものが「子どもの権利条約」をまちづくりベースで実現するものであり、「子どもの権利条約」の意見表明権と市の解釈と違うということは理解しがたいところがあります。もしできれば、ご説明いただけないでしょうか。

子ども総務課長：「子どもの権利条約」と市の見解の差異についてここで詳細にお伝えすることが難しいので、ご意見としていただきたいと思います。

吉川委員：意見表明権というのは、結局その意見を聞いてもらうという「view」であり、意見というのは「opinion」でなく、「view」であるため、それを実現させるということまでを含んでいません。「子どもの権利条約」でも実現については一切書かれていません。実現されるかどうかは別として、大人には子どもの声を聞く責務があるという風に私は考えています。

「子ども基本法」や「児童福祉法」にも子どもの意見を聞くということはベースとして入ってきていますし、そこを敢えて私たちが入れてほしいと言ったにも関わらず、入れなかったということは、私としては非常に残念ではあります。

子ども総務課長：町田市は、声を聞くということは聞いただけで終わりにしないというよ

うな解釈をしております。子どもの意見を尊重するなど、理念的には声を聞くというところがありますので、そういったところを展開していく際の参考にさせていただきたいと思います。

吉永部会長：第18条「意見表明及び参画の促進」の中にも聞くという言葉はありませんが、大人が必ず子どもが意見表明できるように努めるということが様々な言い方で書かれています。「参加する権利」というのは、第4章「子どもの権利の保障の推進」の第18条で実行できるように書かれており、二重に条例の中で言われているというところはあると思います。条例の中に子どもの声を聞くということを入れることはできませんでしたが、条例を推進していく際には必ずそういう観点を忘れないでやっていくことを議事要旨にも残して、注意しながらやっていければと思っています。

吉川委員：第18条では確かにそのように書いてくださっていますが、こちらはあくまでまちづくりに関してのことではないでしょうか。今のご主旨は私も理解していますが、まちづくりに限らず、家でも学校でもどこに居ても子どもは意見表明権を持っているので、そういう意味でも大人の責務に入れていただければ良かったかなと思います。

渡邊委員：前文について、2023年度第1回検討部会で「議会や市役所はもちろん、市民や事業者」という風になり、「議会」という単語がいきなり出てきて、急に議会を立てたという気がしていました。でも、今回の案では「市民」が最初に来ており、これは変わって良かったと思っています。

子ども総務課長：みんなで「考えて、行動して、実現する」ということに対して、当たり前前に取組む主体という意味で「議会」を最初にしていましたが、ご意見にもあったとおり、最初にあると強調されて見えてしまうというところがありましたので、子どもから近い主体とである「市民」「事業者」を最初にいたしました。

菅野委員：私も「市民」が最初に来たのは良かったと思います。

先程出てきた「聞く」など条例に入れられなかったものを、子どもたちや市民の方にちゃんと伝わるように、広報していく時にしっかり入れていくことがとても大事だと思います。その辺りが広報物に反映されていくと良いと思います。

また、「聞く」というのは聞いたら実現しないといけない、意見をいうことはわがままであるといったような、よくある誤解やありがちな考えに対して、そういうこ

とではないというのを併せて伝えられたらと思います。特に大人の人向けの広報物では、「子どもの権利」というとわがままとだと思える人がいるので、そういう人に誤解がないように正しく伝わるようにするのも良いかなと思いました。

子ども総務課長：条例制定後の広報が大事だと当初から思っておりますので、条例の制定と合わせて、副読本や逐条解説などの広報物を様々な現場の方に配布して展開していきたいと考えております。

構成なども工夫していきたいと考えておりますので、色々な現場で事例がありましたら、教えていただければと思います。

吉永部会長：広報物について、大人と子どもが会話していて、大人が誤解しているところに子どもが「そうじゃないよ」とやり取りをするみたいなものがあると良いのではないかと思います。

叶内委員：「議会」を入れることを意見として出して入れていただきましたが、「市民」が前に出ることによって、みんなでやっていくということがさらにイメージで浮き出て良かったと思います。

意見表明権について、可能であれば、逐条解説に子どもの声を聞くということも含んでいることを加えていくと、吉川委員の意見が生きていくのではと思います。

吉永部会長：確かにそういうところを逐条解説に入れていくという改善案はすごく良いと思います。

今日は今年度に入ってから3回目の会議で、昨年度は5回会議を行い、私たちは計8回も集まって議論しています。途中、前文が大幅に変わったという節目がありました。私も今回初めてはっきり知ったことがあるので、皆さんに共有したいと思います。前文は、経営会議という町田市の会議体で議論した結果、シンプルな形態で構成するのが良いのではないかという意見が上がり、それを受けて、我々にこういう提案をしてきたという経緯があったそうです。私たちにしてみると、急に今の案が出てきて、すごく驚きました。もしかしたら説明して下さったのかもしれませんが、この検討部会で色々と議論したものが次にどこに行って、そこでどうなってまた戻ってくるのかといったプロセスが、最初から分かっていたら良かったのかなという気はします。前回の会議は、実は当初の予定にはなかったもので、事務局が検討部会員の皆さんの意見をもう一度ちゃんと聞いておきたいということで開催されました。事務局が皆さんの意見をできる限り反映できるように、色々考えてく



ださっていることは確かに有難いなと思っています。先程からご意見が出ているように、どういう風に展開して知ってもらうかについて、皆さんは思っていることがきっとあると思いますので、そのあたりの意見もぜひ取り入れていただいて、みんなに届けられたらと思っています。

菅野委員：経営会議というのは初めて聞いた気がします。いつのタイミングで行われていたのでしょうか。また、そこにはどういう人がいるのでしょうか。

子ども総務課長：経営会議というのは、町田市の方針や重要政策等に関する事項の決定・確認を行うために設置しているもので、市長、副市長はじめとしたメンバーで構成されています。条例を新たに制定する場合やマスタープランなどの計画を策定する場合等が付議の案件となっています。

条例の前文の最終案は、検討部会から子ども・子育て会議の方に上げ、2月の子ども・子育て会議でまとめていただいた案を経営会議に諮っております。経営会議は3月3日に開催しており、条例の素案の承認という形で、前文に限らず条例全体の素案の承認として付議いたしました。その中で条例の本文の方は承認されましたが、前文については、伝わりやすい表現になるように引き続き検討することという意見がつかしました。その意見を受けて再構成したものが4月の時点にお示しした前文という風になっております。

菅野委員：そのプロセスについて4月の部会の時に説明していただけたら、モヤモヤが少しは軽減されたかとは思いますが、今の時点でも説明していただけたことは良かったなと思います。

吉川委員：経営会議が条例制定過程に入っているということは、当初に頂いた条例制定のスケジュールに入っていたのでしょうか。一大イベントであるならば、やはり事前に知らせてほしかったです。私たちの意見がどう動いていくのか、それを踏まえての議論だと思いますし、プロセスに関しては一番大事だと思いますので、今後何かあるときには大事にしていいただければ有難いなと思います。

子ども総務課長：当初のスケジュールの方に、経営会議は入っておりません。昨年度最後の検討部会と子ども・子育て会議の時に、口頭で「この後本案を庁内で精査し、会議に諮る」というのはお話したと思っておりますが、うまくお伝えできておらず、そこは申し訳ございません。経営会議の内容については、ホームページでも審査結果などを公表しているものでございます。

叶内委員：吉川委員が言うことはもつともで、流れが分かると我々もそれに向けていかなければいけないという気持ちになるので、その方が良いと思います。ただ、一方で市民の一人である私としては、仕組みの最後の部分を、議会の直前に内部の意思を決める経営会議の中で、子どもにやさしいまちについて考える部長たちがいた点は逆に嬉しく思いました。

吉永部会長：それでは、「(仮称) 町田市子どもにやさしいまち条例」答申書(案)について、承認ということよろしいでしょうか。

一同：(異議なし)

吉永部会長：ありがとうございます。また、細かい字句の訂正等については、部会長及び事務局に一任していただくということよろしいでしょうか。

一同：(異議なし)

## ■アイスブレイク

吉永部会長：後半は広報について考えていきたいと思いますが、その前に簡単なアイスブレイクをしてから次の議題に行きたいと思います。自分が今思いつく自分の周辺の活動で、ぜひ子どもたちと一緒に参画してやっていきたいというものを考えていただきたいです。

[アイスブレイクの実施]

## (2) 広報物(案)について

吉永部会長：それでは、広報物(案)について、広報物ごとに分けて質問と質疑応答をしていきたいと思います。まずは全体とリーフレット(案)について、事務局から説明をお願いします。

[資料3～6の説明]

吉永部会長：資料3の2ページ目のスケジュールについて、2023年8～9月に「子どもや現場にヒアリング」とありますが、どんなことをやるのでしょうか。

また、3～5歳くらいに対しては、何もやらないのでしょうか。

子ども総務課長：学校や子どもセンターといった配布先となる現場の方に聞き取りなどを行う予定です。内容をお示しして、変えた方が良いところなどご意見をいただきました

いと考えております。

3～5歳を対象とした広報物は用意していませんが、保育園・幼稚園に対してどういった形で広報するかは考えていきたいと思っております。

吉永部会長：今学生と一緒に調査を行っていて、保育園に協力していただいておりますが、3歳でも「うつると嫌だから、マスクを外したくない」「ずっとやっているから外したくない」、5歳くらいになると「マスクしていると不細工に見えるから外したい」などと我々が思っているより理解が深く、感覚が非常に鋭いので、ぜひ幼児にも何かアプローチしていただきたいなと思います。

渡邊委員：前回の挿絵から随分とバージョンアップされて良くなっていると思います。リーフレットをとりあえず手に取って見てもらうものとした時に、中高生向けや大人向けはこれでいいと思いますが、小学生向けだと手に取ってもぱっと見にくいのかなと思います。子どもだからという訳ではありませんが、漫画形式や4コマ形式など、もう少し楽しくなる感じで作ってもらった方が小学生向けは良いのではと思いました。

子ども総務課長：年齢層に合わせた読みやすさを考え、何に興味を示すのかも参考にしていきたいと思っております。

吉永部会長：今日の議論で出たように、トンチンカンなこと言う人とそうではない人が会話しているのでも良いと思います。小学生向けは、「わがまま言ったら困るよ」と言う人に対して、子どもが「そうじゃないよ」と言う意見を持っているというような絵があると攻めていて良いかなと思いました。

菅野委員：資料5・6のリーフレットの裏表紙にある「町田市が目指す子どもにやさしいまち」について、特に小学生や中高生向けは、「町田市」というのはあまりに大きすぎるので、あまりごちゃごちゃしてもいけないと思いますが、子どもセンターや冒険遊び場などもう少し具体的に書くと良いと思います。

啓発活動について、やはり幼児含めて児童・生徒に関わる大人に理解してもらうことが大事であり、保育所や学校の先生に丁寧に説明することが大事だと思います。子どもにわかりやすくするために、漫画や動画を作る話もありますが、川崎市のようにリアルにそこに関わっている人が楽しくやるみたいなのも面白いと思います。短い動画は、啓発には結構良いのではと思います。

吉永部会長：町田市では子ども家庭支援センターで劇をやっていたと思いますので、ぜひ

そういったことを参考にさせていただきたいです。

子ども家庭支援センター長：子ども家庭支援センターでは、お子さんに「虐待」がどんなものかを知ってもらうために、職員が学校に訪問して劇をやったりしています。動画も作成しており、職員が行かなくても、学校の先生がその動画を見て伝えられるようにしています。

福田委員：リーフレットに載っている二次元バーコードから、動画に飛ぶということ可能でしょうか。今の若い子はそちらの方が手っ取り早いので、動画に飛べると良いかなと思いました。

子ども総務課長：そういうデジタルコンテンツがあれば、二次元バーコードからアクセスすることは可能かと思imasので、そういった案内もしていけると良いと思imas。ただ、リーフレットができた時点で動画ができているかという問題もありますので、リンク先を工夫するなど色々展開できるようにしていけたらと思imas。

先ほど菅野委員から裏表紙のお話がありましたが、どういう風にすればもう少し柔らかく見えるのかというアイデアもいただければと思imas。

菅野委員：市は建物だけでなく、ここに人がいるだけでも違うかなと思imas。

吉永部会長：市は、建物より建物の中に入ってきた後の窓口などカウンターの方が良いのではと思imas。

松井委員：資料6の大人向けリーフレットの裏表紙にある「子どもにやさしいまちの実現」の「子ども一人ひとりの違いが認められ」という部分について、枠に固めて評価をしていくという社会で、実際にどれだけでできているのかと考えてしまうところがあります。教育の場など実際に率先してやっていないと、共感を生んでいかないというところを不安に思imas。この部分は文章としては正しいと思imasますが、社会がまだここに追い付いていない部分もあるかと思imas。条例制定後に何かのアクションとして、制度の中に活かしていかなければならないと思imas。そういったところを市も教育の現場も職場も考えていかななくてはいけないと感じました。

吉永部会長：大事な視点だと思imas。「一人ひとりの違いが認められ」については、同ページの下の方にも書いてあり、繰り返しに近い感じになっているので、少し表現を変えて最初に書いてある方を疑問形にしたり、呼びかけたりする感じの構造も良

いと思います。

堀越委員：資料4の小学生向けリーフレットについて、もっとイラストがあった方が良く  
と思います。この前近くの小学生と一緒に地震や災害の避難訓練の練習をした際  
に、文字が多い冊子は全然見られていませんでした。動画は、明らかに誰が見ても  
わかる敵と良い人みたいなのが出てきていて、子どもがツッコミを入れながらワイ  
ワイして見ていたので、そういった感じで知っていくのが良いのではと思います。  
小学生向けは、面白い感じだったらもっと良いかなと思いました。

吉永部会長：ズレてる感じで、突っ込みたくなるようなキャラクターをぜひ登場させてい  
ただきたいと思います。子どもたちと一緒に考えられると良いので、ヒアリングを  
本当にやるのであれば、そういうキャラクターのイメージも子どもたちに聞いてみ  
ても良いのではと思います。

子ども総務課長：疑問形のものなど興味を引くものについては考えてみたいと思います。

吉川委員：意見表明権の話について、資料4の小学生向けリーフレットの2ページにある  
「参加する権利」のところで大まかに書かれているくらいが良いのではないかとい  
う感じがしました。それに比べて、中高生向けでは、市政への参画が前面に出てお  
り、例として出ているものに限られてしまう印象を受けるかなと思いました。適切  
な例がなかなか思いつかず、それが現実なのだと思った次第ですが、ここで終わ  
ってしまうのはもったいないと思いました。

吉永部会長：今日みんなで考えたみたいに本当は色々な面白い話がありますが、例がちょ  
っと固いかもしれないなと思います。

渡邊委員：資料はカラーだと雰囲気は全然違って、とても綺麗なもので、もし可能であれば  
この場でもカラーで頂けると嬉しいなと思います。

子ども総務課長：カラー印刷はコスト的な部分で難しい部分もあります。会場にもよりま  
すが、プロジェクターを使って映写できないかも考えてみたいと思います。

吉永部会長：続いて、副読本（案）について、事務局から説明をお願いします。

[資料7の説明]

吉永部会長：副読本は年齢を問わず、色々な子どもが使えるというイメージでしょうか。  
カワセミに名前はあるのでしょうか。

子ども総務課長：学習で使う想定としては、社会科の事業で小学校5年くらいからを考え

ております。カワセミに名前は付けておりません。

渡邊委員：第2回検討部会の時と鳥のイラストが変わったかと思いますが、最初にいただいた時のイラストは何だったのでしょうか。

子ども総務課長：最初のイラストは、ふくろうでした。

菅野委員：資料7の2ページのやり取りはすごく良いと思いましたが、子どもが最後に「学校の校則のようなものなのかな」と言っている部分は、校則とは全然違うので、カワセミに否定をしてほしいなと思いました。

5月に開催した子ども参画ミーティングでやっていた「子どもにやさしいところ・やさしくないところ」がすごくリアルな感じがして、なるほどと思った部分があったので、「やさしい」という言葉が町田の特徴的なもので大事な言葉だとするならば、「やさしい」ということをワークシートに入れるのも良いのではと思いました。

吉永部会長：資料7の10ページのワークシートにある「子どもの権利」について書いてあるところを「子どもにやさしいってどんなこと？」とか「子どもにやさしくないってどんなこと？」のように両方書いてくれると良いのかなと思います。

子ども総務課長：前のページで4つの権利を示しているのですが、次のページのワークシートでは4つの権利について聞いていますが、「ここからは、町田市が「子どもにやさしいまち」になるために必要なことを考えてみよう」とカワセミが語っているので、そういった問を入れていくのも1つのアイデアかと思います。参考にさせていただきます。

吉永部会長：資料7の8ページの例について、公立のものだけではなく、民間も入れた方が良くないかなと思いました。

吉川委員：資料7の12ページ「大人の責務」の「保護者の責務」について、保護者の定義として「親、里親、養育者など」とありますが、町田には児童養護施設はあるのでしょうか。あるとするならば、施設で育てているお子さんたちに関して、保護者という概念が入ってこないかなとちょっと気になりましたので、「親など子どもを育てている人」くらいにしておいた方が良くないかなと思いました。

吉永部会長：「児童養護施設」については、「施設関係者の責務」のところにあります。

松井委員：資料7の8ページ「子どもの権利」の例について、中学生が見てもわからず、イメージしにくいのではと思いました。町田市が基本的に用意しているスキームの

ことを言っており、相談先を書いているのか、通報先を書いているのか、整合性がよく解らなかつたです。例題を出すことによってわかりづらくなってしまっている気がしたので、中学生が「大人の責務」をきちんとイメージできるものが良いなと思いました。

吉川委員：市が関わっている事業の紹介が例として挙げられているイメージなので、大人の責務が必ずしもこの例に限られるわけではありませんし、子どもから見るとこの例はあまりピンとこないのではと私も思いました。

吉永部会長：多くの方が疑問を感じていますし、この例示の仕方は誤解を生むかもしれないので、再検討していただければと思います。

子ども総務課長：「大人の責務」という言葉と例示の間に、2つを結びつける何かが必要で、それが無いことによりわかりづらくなっているかもしれませんので、工夫したいと思います。

吉永部会長：資料7の11ページのワークシートは白い部分が広く、すごくたくさん書かないといけないみたいな感じになっているので、ちょっと区切った方が良いのではと思います。

子ども総務課長：こちらは授業中のメモ書き用のスペースとして想定していますが、何を書いたら良いかをわかりやすくしていきたいと思います。

吉永部会長：広報物は今回だけではなく、次回も検討するのでしょうか。

子ども総務課長：広報物については次回の検討部会でも検討します。副読本もそうですが、逐条解説もボリュームがありますし、まだ整えていく部分もございますので、次回の検討部会前に皆様にご意見をいただけるような機会を設けたいと考えております。

吉永部会長：では、副読本は以上にしたいと思います。最後に、逐条解説（案）について、事務局から説明をお願いします。

#### 〔資料8の説明〕

吉永部会長：5月の子ども参画ミーティングで、パブリックコメントの解説のことを「同じことを2回ずつ言っているだけ」と子どもが言っていたので、そうならないように気を付けないといけないなと思いました。

「逐条解説」という言い方は他の自治体もしているのでしょうか。あまり一般的な

言葉ではないと思いますので、「ハンドブック」みたいな方が良いでしょう。

子ども総務課長：「逐条解説」という言い方は、西東京市を参考にしています。色々な言い方がありますので、使われ方を確認して考えていきたいと思います。

松井委員：資料8の2ページの目次について、本だと最後にエビデンスの出元が書かれており、伝えたいことが先に来るとと思いますが、逐条解説はこのような順番が一般的なのでしょうか。

子ども総務課長：並び順は決まったスタイルがある訳ではありませんので、使いやすくわかりやすい順番になるように検討したいと思います。

渡邊委員：資料8の18ページから28ページまで、カワセミとのやり取りが全く出てきていないので、もっとあっても良いのかなと思いました。

子ども総務課長：コラム的なものについては、内容を作りながら入れていきたいと思っております。

菅野委員：資料8の15ページ「(3) 前文」にある「②「子どもの参画」の次のステップとして実行を示す」と部分について、実行を強調したいということはわかりませんが、いきなり「子どもの参画」の次のステップと言われてもわかりにくいのではと思いました。

子ども総務課長：参画に至る前の基本的なものもあるかと思いますが、わかりやすくなるように検討したいと思います。

吉川委員：先ほどの発言と重複しますが、資料8の18ページの第2条「定義」について、今更で申し訳ありませんが、本当は「(3) 施設」に入っている「児童福祉施設」の中にある保育所と児童養護施設などの生活の場は分けるべきだったかなと思っています。今更これを変えることはできないのだろうと承知してはおりますが、24ページの第9条「施設関係者の責務」を見ると、基本的に生活の場ではないところを想定して責務を定めていると思いますので、やはりそこは気になります。解説の中でも良いので、児童養護施設など生活の場に関しては、保護者と同じ責務というような形にさせていただくと良いのではと思いました。

子ども総務課長：児童養護施設にいる子どもが誰を保護者と連想するのかということだと思いますので、参考とさせていただきます。

吉永部会長：逐条解説も同じように意見シートが来るのでしょうか。

子ども総務課長：逐条解説も含めて広報物は、次回の検討部会前に皆様にご意見をいただ



く予定です。

吉永部会長：「同じこと繰り返すのはおかしい」という子どもたちの意見はすごく大事で、逐条解説は具体例や何通りかある解釈を書くものだと思いますので、言葉の意味だけではなく、具体的な事柄や、読んだ人が「子どもの権利」の内容を色々な観点からイメージできるものを入れていただけると良いのではと思いました。

菅野委員：今の例は自分と遠い感じがして違和感があるので、大人も子どもも自分事だと思えるようなものになると良いと思いました。

子ども総務課長：単純な言葉で書いてあるものを解説しようとしているので、同じことになってしまっているというところが今だとありますので、内容をイメージできるようなものを考えていきたいと思います。

#### 4 その他

吉永部会長：他に何かございますか。よろしければ、進行を事務局にお返しいたします。

#### 5 閉会

子ども総務課企画総務係長：皆様ありがとうございました。以上で本日の会議は終了となります。

今後の予定ですが、8月17日に開催される第3回子ども・子育て会議にて条例の答申案について承認をいただく予定であります。次回の会議は10月12日（木）で、次回が広報物の最後の検討となります。本日頂いた意見を元に再考して、後日提示いたしますので、よろしくお願いいたします。

以上を持ちまして、2023年度第3回（仮称）子どもにやさしいまち条例検討部会を閉会いたします。ありがとうございました。